

京都府議会 2018 年 6 月定例会

山内 よし子議員の議案討論	1
ばば こうへい議員の意見書討論	4
議案議決結果	7
意見書・決議案・請願審査結果	8
意見書・決議案文	9

●京都府議会 2018 年 6 月定例会で、山内よし子議員、ばば こうへい議員が行なった討論を紹介します。

議案討論

山内よし子議員（日本共産党・京都市南区）

2018 年 7 月 13 日

この間の大阪北部地震の被害に続き、未曾有の豪雨災害により、全国でも 200 名を超える方が亡くなられ、未だに行方不明者も 60 名、そして 7,000 名を超える方々が猛暑の中で避難生活を余儀なくされています。

京都府において 5 名の方が亡くなられ、現在判明しているだけでも 2,500 棟を超える住宅が被害を受けました。亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被害にあわれた方々に心からお見舞いを申し上げます。また、発災直後より対応いただいております府職員や関係者の方々、また消防団や自主防災組織など地域のみなさんの活動に心から敬意を表し、感謝申し上げます。

それではただいま議題となっております議案 11 件について第 1 号議案、第 3 号議案、第 4 号議案、第 5 号議案、第 8 号議案に反対し、他の議案に賛成の立場で討論します。

最初に第 11 号議案「平成 30 年度京都府一般会計補正予算 第 2 号」についてです。

本議案はこの間の未曾有の豪雨災害に対応し、追加の補正を組まれたものです。わが党議員団は 9 日と 10 日に特に被害の大きかった京都北部に地元の市町議員団とともに調査に入り、被害の状況と被災者の要望をお聞きしてきました。

今回の災害は、甚大で広範な被害があり、大阪北部地震の被害の直後であり、さらにこの間くり返される豪雨により「3 年連続で浸水被害を受けた」「もう心が折れてしまう」「この夏や秋にまた大雨や台風が来るのではないか」など悲痛な叫びが寄せられました。こうした声にもとづいて党議員団として 11 日に知事に申し入れを行ったところです。

本議案はこうした豪雨災害に緊急に対応するものであり、賛成するものです。引き続き被災者への救済支援に全力を挙げていただくこと、被害の全容の把握に全力をあげ、速やかな対応を図っていただくこと、また土木事務所の体制を強化するなど、関係機関が連携して、あらゆる人的・物的・政策的資源を投入して、支援を強めていただくことなど求めておきます。

続いて第 1 号議案「平成 30 年度京都府一般会計補正予算第 1 号」についてです。

今議会は西脇知事就任後初めての議会であり、肉付けの補正予算とともに知事の政治姿勢も問われる議会となりました。そこで反対の理由を数点述べます。

第一に、貧困と格差に対し、暮らしの底上げを行う京都府の役割を望む願いに応えてないことです。

子どもの医療費助成制度は、ようやく拡充の検討を行う方向が示されたものの、中学校卒業まで速やかに

実施する決断がされず、また中学校給食の完全実施と負担軽減策への支援、給付制奨学金の創設など、先の知事選挙でも大きな争点となった課題について、「役割分担」などとして、具体化に背を向けているためです。また、高校通学費への補助制度は、検討を一年以上続けながら、拡充の具体化のめどを示していません。しかも、子育て環境日本一と掲げながら、本府は子どもの実態調査も行おうとしていないことは問題です。

第二に、医療や介護の負担増や施設等の不足に対し、抜本的な対策が求められている時に、それらを支援する施策を削減した上に、「共生社会」として、府民や施設に負担と自立を迫る方向を進めようとしているためです。

「民間社会福祉施設サービス向上補助金」と「重度障害者在宅生活支援事業」を廃止したことに、多くの関係者から不安と復活を求める切実な声が出されてきました。ところが補正予算に計上しませんでした。しかも、すでに地域に貢献している福祉施設等に地域貢献をさらに強いるという国方針そのままを具体化しようとしていることは問題です。

第三に、京都経済の主役である中小零細企業の支援と循環型の経済対策が不十分なためです。

中小企業支援の重要な拠点であった中小企業会館の廃止を前提に、京都経済センターを建設し、家賃高騰により同センターに入居できない事態を生んでしまいました。しかも、京都経済センター整備費約 25 億円はもともと京都府等が事業を行うべきものを P F I 手法で建設し、その一部を買い取るというやり方も問題があります。さらに観光誘客をイベント型で推進し、運営を J T B 等に事実上委ね、その利益が地元へ循環しない施策をさらに推進しようとしていることは重大です。

第四に、京都府を支える府職員の体制の充実に本格的に取り組んでいないためです。

この 6 月 1 日から、地域包括ケア推進に係る市町村支援の体制を整備する保健所機能の再編が欠員 14 名あるにもかかわらず突如行われ、そのうえこれまで正規職員で行ってきていた育休代替を非正規職員で対応するなど、かつてない事態を生んでいます。

さらに大阪北部地震、平成 30 年 7 月豪雨災害など、頻発する災害に対し、土木事務所職員をはじめとしたマンパワーがいっそう求められているだけに、正規職員の配置など体制を整えることは緊急課題です。

第五に、連続する災害等に対し、河川整備率の引き上げ等、本格的な防災対策が急がれるにも関わらず、北陸新幹線の延伸やリニア新幹線誘致、さらに山陰新幹線推進をはじめ、大型プロジェクト推進の立場を表明したことは問題です。大型プロジェクトを優先するのではなく、河川整備や暮らしの道路の整備など、府民の命と財産を守る立場に立っていただくよう強く求めるものです。

第六に、京丹後の米軍レーダー基地や原発問題等に対し、知事が国の姿勢そのままの態度をとっているためです。5 月、京丹後の米軍レーダー基地が、ドクターヘリの運行のための停波要請に応じず、停波がなされずに 17 分も救急搬送が遅れたこと、さらに飛行禁止区域にドクターヘリが入ってしまったことがあきらかになりました。住民の命より米軍の都合を優先させることは許せません。

丹後に米軍基地ができてもうすぐ 4 年になりますが、住民との約束は次々と反故にされ、基地受け入れの前提がことごとく崩れているもとの、住民の命まで脅かされる事態が起こっているのです。米軍レーダー基地の撤去を求めるべきです。

また、原発問題では地震が頻発し、実効ある避難計画も立てられない中で、住民の不安は増すばかりです。老朽原発の再稼動についても、「安全性の確保を最大限追及していく」と答弁されましたが、安全な原発など一体どこに存在するのでしょうか。絶対に再稼動は許されないという立場に立つべきです。

次に第 3 号議案「京都府国民健康保険事業特別会計補正予算 第 1 号」についてです。

これは、健康長寿・データヘルス推進プロジェクトを設置するもので、安倍政権が医療と健康産業を「成長戦略」の柱にするもとの、厚生労働省が医療サービスを企業の儲け口にしようと、国民の受診データな

どを活用して健康の自己管理などを進めるものです。一部の医療・健康産業には儲け口を与え、健康の確保を国民の「自己責任」として国の社会保障予算を抑制するものであり、その具体化を図るもので反対です。

次に第4号議案「京都文化力による京都活性化推進条例全部改正」の件についてです。

反対の理由の第1は、文化芸術にとって最も重要な、表現の自由や、文化芸術を行うものの自主性の尊重などの理念が示されていないこと、また府民等の文化芸術を創造し、享受することが権利だと明記されず、逆に府民等に努力義務を課していることです。

国の基本法にも、前文に「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行うものの自主性を尊重する」ことや、自主性の尊重、創造性の尊重、さらに文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利だと謳っていますが、基本法の理念にも逆行します。

第2の理由は本条例案の目的が文化芸術を利用して経済を活性化させようとしている点です。

第19条から21条にかけて文化資源の観光やまちづくりにおける活用や文化資源を活用した経済の活性化、産業の振興などが掲げられています。

歌道宗家の冷泉為人氏は5日、文化財関連の会見で「文化予算は主要国に比べて相当少ない。これを前提に『文化財を活用して保存・継承せよ』と旗振りするのは、文化財に行政は金を出さず、民間の自助努力に任せると宣言しているに等しい」と厳しい声をあげておられます。国も本府も十分な予算を確保して文化芸術の振興を支援すべきであり、その結果として人材の育成や経済の活性化につながることはありえますが、文化芸術を儲けの道具にすることはあってはなりません。

第3に府民の意見も十分に聞かず、拙速に条例を制定しようとしていることです。

パブリックコメントがなされたといいますが、意見が寄せられたのはわずか7名からで、しかもパブリックコメントの結果について、議案が審議される先日の常任委員会に文書での報告さえなされませんでした。わが会派にもこの間文化芸術活動に関わる個人・団体の方々から、文化は経済の活性化のためにあるものではない、表現の自由をもちこむべきだなど意見が多数寄せられているところです。府民的な議論も議会での審議もまだまだ不十分です。

次に第5号議案 京都府府税条例等一部改正の件についてです。

本議案は不動産取得税の課税標準の特例措置を創設しようとするものですが、人口減少の市町村においてコンパクトシティの形成にむけて、居住誘導区域の開発や整備促進のために、民間事業者の不動産取得を減税措置で支援することが含まれております。

これは、人口減少の地域において、中心地域に人口を誘導するコンパクトシティ化を進めることによって、公共施設の集約と統廃合が促進され、周辺地域の住民の暮らしを切り捨てることにつながりかねず、すべての住民の暮らしを支え福祉を増進すべき自治体本来の役割を損なう危険があります。また居住誘導区域で開発を進める特定の企業を減税で支援することも問題があります。個人府民税の調整控除の見直しについては、2,500万円を超える所得割の納税義務者の調整控除の適用を行わないことは、富裕層への適正な課税であり賛成するものですが、給与所得控除や公的年金等控除を引き下げることは、計算上の所得額が増えることによって、国保料や保育料、後期高齢者医療保険料などの負担が増える可能性があります。

次に第8号議案 京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例一部改正の件についてです。

これは地域再生法の一部改正に伴う企業立地の促進に関する条例の改正を行うものです。改正の中身は、これまで東京からの本社機能移転による税制優遇を受けられる地域を除外されてきた京都市内中心部にまで拡充するというものです。

そもそも、東京一極集中の是正の名のもとに、すでに立地している大企業や特定の企業、本社を移転するほど力のある企業などへ、税制優遇を行うことには問題がありますし、今度の条例改正は、それをさらに広げていくものであり、到底認められません。地域経済の活性化と安定した雇用の拡大のためには、市町村で活動するすべての中小企業や地域地場産業、伝統産業、農林漁業を下支えし、応援することこそ必要です。

意見書・決議案討論

ばばこうへい議員（日本共産党・京都市伏見区） 2018年7月13日

我が会派提案の8意見書及び2決議への賛同をお願いするとともに、自民党・公明党・府民クラブの3会派提案の「児童虐待防止対策の拡充を求める意見書」「ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書」「旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書」「日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書」、府民クラブ提案の「地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書」「公文書管理の抜本的な改革を求める意見書」「プラスチックごみによる海洋汚染対策の強化を求める意見書」の7意見書に賛成し、他の意見書に反対する立場から討論します。

まず、我が会派提案の意見書、決議についてです。

最初に「米軍レーダー基地の撤去を求める意見書」についてです。

戦後73年目の沖縄慰霊の日、中学3年生の女子生徒が読み上げた詩の中で、「奪われた命に思いを馳せて、心から誓う。二度と過去を未来にしない」「きっとわかるはずなんだ。頭じゃなくてその心で。戦力という愚かな力で得られる平和など本当はないことを」と訴えました。その沖縄では、人々の頭の上を戦闘機が我がもの顔で飛び回り、県民の反対の声を無視して新たな基地の建設が進んでいます。

今や京都も他人事ではありません。ドクターヘリの安全な運行を脅かす経ヶ岬米軍レーダー基地でのレーダー停波要請拒否。50件を超える交通事故。騒音対策の先延ばし。こうした住民との約束を次々に反故にする米軍の姿は、まさに地域住民の安心安全よりも米軍の都合が優先されることを示しています。

歴史的な米朝首脳会談の開催など、平和の激動が起こっています。この京都から、基地のない平和な社会を発信していこうではありませんか。

次に、カジノ実施法案の撤回を求める意見書についてです。

日本は刑法で賭博を禁じており、賭博そのものであるカジノを実施する法案は、世論調査でも国民の多数が反対しており、国民合意は得られていません。そもそも、日本で賭博が禁止されてきたのは、賭博がいたずらに射幸心をあおり、勤労意欲をそぎ、経済的な基盤を掘り崩し、地域社会と個人生活を崩壊させる危険がある、つまり社会や個人を不幸にする危険があるからです。政府はこれを成長戦略の目玉として、数の力で強行しようとしています。

しかも、カジノ事業を実際に行うのは経験とノウハウを持つ海外カジノ資本で、そこで得られた利益は海外へと流出していくこととなります。カジノ解禁で外国観光客を増やすとされていますが、シンガポールのカジノ解禁後の外国人観光客増加率は124%、同じ時期に日本は386%であり、カジノなしでも日本の観光は十分発展しています。カジノの解禁へとかじを切ることに、なんの大義も道理もないことは明らかです。

次に、消費税10%増税の中止を求める意見書についてです。

いま、各地で「アベノミクスでちっとも暮らしは良くなってない」「税金の納税通知書をみてため息をついた」など怒りの声広がっています。消費税率8%になって以降、個人消費が落ち込み、打撃を受けた景

気は今なお持ち直していません。国民の暮らしが本当に苦しいときに、さらなる増税などともありません。更に、消費税増税に伴い導入される複数税率では、仕入れ額控除を受ける為に適用税率や消費税額などを伝える適格請求書（インボイス）が必要となりますが、課税事業者しか発行できないため、500万社とも言われる免税事業者が取引から排除される危険があるとして、多くの中小零細業者は反対の声を上げています。マハティール政権が誕生したマレーシアでは、6月1日から経済の安定化策として、「消費税」の税率をゼロにし、事実上の廃止を実行しました。国民の暮らしを最優先に、政府がやる気になればできるということです。いまやるべきは、消費税10%増税を中止し、大企業や富裕層への優遇税制を正し、暮らしを守る政治に転換することです。

次に、TPP11の国会承認の撤回を求める意見書についてです。

政府は、TPPから離脱したアメリカを除く11カ国によるTPP11の批准承認と関連法採決をわずかな国会審議で強行しました。TPP11はTPPの一部の項目を凍結したものの、その本質は「関税撤廃」「非関税障壁の緩和」など、グローバル企業の利益追求以外のなにものでもありません。

また、関連法による国内農業支援策は、長年にわたる厳しい価格競争の押し付けを前提としています。支援策は「意欲ある生産者」との前提つきで、その多くは新たな大規模設備投資が条件です。農業者からは、さまざまな形態の農業が生き残ってこそその地域社会、地域経済の発展だと言われています。国策で価格の安い輸入品とのさらなる価格競争を農家に強い、競争に耐え続ける農家を支援する政策はまともな農業支援ではありません。特に、中山間地の小規模農業を主体とした本府の農業にとっては、ただでさえ安すぎる米価などを背景に、その存続が危ぶまれている中で、TPP11参加による影響は計り知れないものがあります。京都でこそ、TPP11への反対の声をあげようではありませんか。

次に、種子法の復活を求める意見書及び、種子の安定供給・確保のための条例制定を求める決議についてです。

政府は「種子法は既に役割を終えた」、「国際競争力を持つために民間との連携が必要」として、種子法廃止を強行しました。しかし、種子を公的に守る政策を放棄すれば、種子の安定生産・安定供給に支障がでる危険は避けられません。そもそも近年の種子市場の現状を見れば、生産、流通、販売が一握りのグローバル種子会社に集中し、多国籍企業上位7社で市場の69・3%を占めているのが実態で、種子法廃止など民間参入の強化は、グローバル種子会社をもうけさせるだけで、農作物価格の高騰、在来の多様な種資源の消失、消費者の選択の幅の縮小等の弊害を招きかねないものです。

国民の不安と反対の声の広がり、国民民主党・立憲民主党・日本共産党など6野党・会派が復活法案を共同提出するなどの動きが広がる中、国は今年度については廃止前同等の交付税措置することを決めましたが、根拠となる種子法の復活や、本府が引き続き種子の安定供給・確保することを定めた条例制定がなければ、将来にわたる保証になりません。

次に、働き方改革一括法の廃止を求める意見書についてです。

「長時間労働を助長する」「確実に過労死が増えてしまう」と過労死遺族の皆さんが反対の声を上げたのが、働き方改革一括法の柱である「高度プロフェッショナル制度」です。過労死遺族のみなさんは、安倍首相に会ってその危険性を訴え「採決を強行しないように」求めようと、国会前に座り込みまでされました。しかし、安倍首相は最後まで会うことはありませんでした。こうした、当事者の声を聞こうとしない首相の姿勢は、この働き方改革がいったい誰のためのものなのかを物語っているのではないのでしょうか。今必要なのは、「過労死・過労自殺ゼロ」「ブラックな働き方の根絶」など、労働者の目線に立った働き方改革です。

国民の多くが反対をし、立法事実も破綻した働き方改革一括法は廃止しかありません。

次に、重度障害児（者）在宅生活支援事業及び民間社会福祉施設サービス向上補助金に関する決議について

てです。

重度障害児（者）が利用する事業所への府独自の看護師配置補助が突然打ち切られたことについて、知事は「国制度が拡充されたから」とされましたが、緊急要望書を上げた宇治市の施設連絡協議会加入4法人6事業所だけでも、これまでの補助金の実質半額以下になる、「国制度を活用しても670万円の赤字だ」「4月から大きな減額になるが、看護師も子どもたちも切るわけにはいかない。来年度からは医療的ケアが必要な支援学校卒業生の受入れは断らざるを得ない」などの声が上がっており、支援学校卒業生の進路保障という点でも重大な後退となりかねない事態です。

さらに、この事業とともに、廃止されたのが民間社会福祉施設サービス向上補助金であり、知事は「議論してきた」とされますが、削減についての議論などいっさいなく、現場事業所は、国の報酬改定等とあわせて「トリプルパンチ」という状況です。ただちに現場の声を聞き、実態に即した制度改善と財政措置、制度の復活など、現場と弱者の立場に立った手だてを講ずるべきです。

次に旧優生保護法による不妊手術の被害者に対する救済を求める意見書についてです。

今年1月、旧優生保護法のもとで中学3年生のときに不妊手術を強制された宮城県の60代女性が全国で初めて、謝罪と補償を求めて仙台地裁に国を提訴しました。3月には救済を求める超党派議連が発足し設立趣意書が承認されています。趣意書は、強制手術の被害者には結婚が破談となったり、子どもを産み、育てる夢を奪われたり、健康被害を訴える人がいると指摘し、「基本的人権である自己決定権や幸福追求権に対する侵害は明らか」として、実態調査やヒアリングを行うことや被害者、当事者団体、市民団体と議員による連携・協力を進め、具体的な支援の仕組みを検討することを表明しています。

すでに宮城県議会では全会一致で、全容解明と被害者への補償を求める意見書が議決されています。国の責任において全容の解明と謝罪、被害者の救済措置を早急に行うよう声をあげようではありませんか。

なお、3党派提案の「旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書」は、我が会派の意見書とほぼ同じ内容であり賛成するものです。政治の不作为によって長年に渡って謝罪や補償が行われてこなかったことに対して、府議会としても、深い反省にたつて全会派一致して取り組むべきものではないでしょうか。その点では、我が会派が共同提案を呼びかけたにもかかわらず、3党派提案となったことは極めて遺憾です。

次に、地域産材の利用拡大など林業振興の本格的な推進を求める意見書についてです。

政府は成長戦略の柱のひとつに、「林業の成長産業化」を掲げました。しかし、その中身は、力のある事業者へと集約し競争力を高めるといふ、中小林業者が大きな役割を果たしてきた地域林業のあり方を歪めるものとして、本府でも林業関係者から怒りの声が上がっています。

そもそも、林業振興を進める上で不可欠なのは、木材の輸入自由化をきっかけにして、「木材価格が下がる」「森の仕事が減る」「林業従事者が減る」という悪循環を生み出してきたこれまでの林業施策の抜本的見直しこそ必要です。そして、その上で木材の利用拡大、再造林可能な木材価格の保障、林業従事者の確保・育成など、森林・林業の再生するための施策に本格的に取り組むことです。

なお、3党派提案の「地域材の利用拡大推進を求める意見書」は、地域林業のあり方を歪める林業の成長産業化を前提としており反対です。

次に、府民クラブ提案の、「公文書管理の抜本的な改革を求める意見書」「児童虐待防止対策の拡充を求める意見書」ならびに「日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しを求める意見書」については、賛成するものですがいくつか指摘しておきます。

そもそも、加計学園、森友学園問題は、政治を私物化し国民や国会に対して1年以上にもわたって、嘘と誤魔化しを繰り返してきたという、民主主義そのものが問われる問題です。国民の信頼を取り戻すためには、政治の責任で真相究明をしっかりと進めることこそ必要です。また、児童虐待については、関係機関の連携

の強化や児童相談所の体制強化などはもちろんですが、格差と貧困が広がる中で国や行政の出産や子育てをはじめとする幅広い支援制度の強化や、地域や社会のネットワークづくりも必要です。日本年金機構の情報セキュリティ対策については、情報流出などを想定せずに進めてきた、外部委託推進の計画そのものの見直しこそ必要です。

平成 30 年 6 月定例会 請願・議案・意見書・決議の議決結果

議案 番号	件名	議決	議決結果	賛否				
		月日		共産	自民	府民	公明	維新
第1号	平成 30 年度京都府一般会計補正予算(第1号)	7月13日	可決	×	○	○	○	○
第2号	平成 30 年度京都府流域下水道事業特別会計補正予算(第1号)	7月13日	可決	○	○	○	○	○
第3号	平成 30 年度京都府国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	7月13日	可決	×	○	○	○	○
第4号	京都府文化力による京都活性化推進条例全部改正の件	7月13日	可決	×	○	○	○	○
第5号	京都府府税条例等一部改正の件	7月13日	可決	×	○	○	○	○
第6号	青少年の健全な育成に関する条例一部改正の件	7月13日	可決	○	○	○	○	○
第7号	医療法に基づく病床数の補正等の基準に関する条例一部改正の件	7月13日	可決	○	○	○	○	○
第8号	京都府雇用の安定・創出と地域経済の活性化を図るための企業等の立地促進に関する条例一部改正の件	7月13日	可決	×	○	○	○	○
第9号	財産無償貸し付けの件	7月13日	可決	○	○	○	○	○
第10号	損害賠償の額の専決処分について承認を求める件	7月13日	可決	○	○	○	○	○
第11号	平成 30 年度京都府一般会計補正予算(第2号)	7月13日	可決	○	○	○	○	○
第12号	副知事の選任について同意を求める件	7月13日	同意	×	○	○	○	○

意見書 案番号	件名	議決	提案会派	賛否				
		月日		共産	自民	府民	公明	維新
第1号	旧優生保護法による不妊手術の被害者に対する救済を求める意見書	7月13日	日本共産党	○	×	×	×	×
第2号	旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書	7月13日	自・公・府民	○	○	○	○	○
第3号	地域産材の利用拡大など林業振興の本格的な推進を求める意見書	7月13日	日本共産党	○	×	×	×	×
第4号	地域材の利用拡大推進を求める意見書	7月13日	自・公・府民	×	○	○	○	○
第5号	児童虐待防止対策の拡充を求める意見書	7月13日	自・公・府民	○	○	○	○	○
第6号	ヘルプマークのさらなる普及促進を求める意見書	7月13日	自・公・府民	○	○	○	○	○
第7号	日本年金機構の情報セキュリティー対策の見直しを求める意見書	7月13日	自・公・府民	○	○	○	○	○
第8号	特定複合観光施設(IR)区域整備法案の慎重な審議を求める意見書	7月13日	府民	×	×	○	×	×
第9号	カジノ実施法案の撤回を求める意見書	7月13日	日本共産党	○	×	×	×	×
第10号	働き方改革法の見直しを求める意見書	7月13日	府民	×	×	○	×	×
第11号	働き方改革一括法の廃止を求める意見書	7月13日	日本共産党	○	×	×	×	×
第12号	米軍レーダー基地の撤去を求める意見書	7月13日	日本共産党	○	×	×	×	×
第13号	消費税10%増税の中止を求める意見書	7月13日	日本共産党	○	×	×	×	×
第14号	主要農作物種子法の復活を求める意見書	7月13日	日本共産党	○	×	×	×	×
第15号	TPP11の国会承認撤回を求める意見書	7月13日	日本共産党	○	×	×	×	×
第16号	地方公務員法及び地方自治法の一部改正における新たな一般職非常勤職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書	7月13日	府民	○	×	○	×	×
第17号	公文書管理の抜本的な改革を求める意見書	7月13日	府民	○	×	○	×	×
第18号	プラスチックごみによる海洋汚染対策の強化を求める意見書	7月13日	府民	○	×	○	×	×
決議案	件名	議決	提案会派	共産	自民	府民	公明	維新
第1号	重度障害児(者)在宅生活支援事業及び民間社会福祉施設サービス向上補助金に関する決議	7月13日	日本共産党	○	×	×	×	×
第2号	種子の安定供給・確保をするための条例制定を求める決議	7月13日	日本共産党	○	×	×	×	×

日本共産党議員が紹介議員となった、国に「消費税中止を求める意見書」の提出を求めることに関する請願（420件）、福島第1原発事故被災者への幅広い健診保障を求めることに関する請願（1件）、主要農作物種子の安定した確保をはかることに関する請願（1件）の422件は共産党を除く全ての会派が反対し不採択になりました。

意見書案第1号

旧優生保護法による不妊手術の被害者に対する救済を求める意見書

1948年施行された旧優生保護法は、精神障害者やハンセン病患者に対して本人の同意なく強制的に不妊手術を行うことを認めていた。

厚生労働省によるとこの法律の下で不妊手術を受けた障害者は約2万5千人、本人の同意なしに行われたのは16,475人であると報告されている。

京都府の調査では、府内で手術を強制された人は89人（そのうち個人が特定されている人は13人）、加えて本人同意の強制をされた疑いがある人は48人となっている。

この法律は1996年に母体保護法に改定、不妊手術の規定は削除されたが、1998年国連の自由権規約委員会は日本政府に対し「補償を受けるための必要な法的措置を取るよう」勧告していたものの、国は20年間放置、不作為の責任が問われる事態となっている。

ついでに、国におかれては、本人の同意なく不妊手術を強制されたことは重大な人権侵害であり、国として被害者に対して謝罪をするとともに、不妊手術を受けた人たちの高齢化が進んでいることを考慮すると、早急に補償、救済措置を講ずることを求める。

あわせて事実の全容を解明する実態調査を行うこと、資料の保管状態を調査し、当事者の人権に配慮しつつ収集、保全を図ることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月 日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
内閣官房長官	菅義偉殿

京都府議会議員 村田正治

意見書案第3号

地域産材の利用拡大など林業振興の本格的な推進を求める意見書

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、国土面積の67%を占める豊富な森林資源を、安定的に循環利用していくことは、中山間地域の維持と災害防止や環境保全、水源涵養、生物多様性の保持、「低炭素社会」の実現など、森林の多面的機能を今後も保持していく上で欠くべからざる重要な課題である。

しかしながら、現状は、放置林の増加、中小林業家や森林組合員の減少等、森林の管理・保全や有効利用が困難になっている。この大本には、長期にわたる木材価格の低迷にある。その原因は、1964年の木材輸入自由化により、安価な外国産材が市場を席卷し、国産材は流通・加工などのコスト競争で後れを取り、その結果、国産材の自給率が大幅に減少したことにあり、政府の責任は重大である。

ところが、政府がすすめる林業の成長産業化は、力のある事業者等に集積・集約し、中小林業者も含め多様な林業のあり方をいっそう歪めることに繋がってしまう可能性がある。

については、国におかれては、外材依存の加工流通体制と林業の集積・集約化方針を改めるとともに、地域の実態に即した国産材の生産・加工・流通体制の構築、再造林できる原木価格の保障、適切な森林整備と国産材の供給体制の確立、林業・木材産業の再建と林業労働者の確保や技術継承への支援、また「公共建築物木造利用推進法」にもとづく利活用のための財政支援策や、木質バイオマスの利用促進のための支援策など、森林・林業を再生するための施策に本格的に取り組むべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	伊	達	忠	一	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
総務大臣	野	田	聖	子	殿
農林水産大臣	齋	藤		健	殿
国土交通大臣	石	井	啓	一	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議長 村田正治

意見書案第9号

カジノ実施法案の撤回を求める意見書

政府は、今国会に提出しているカジノ実施法案を国民多数の反対を押し切って強行しようとしているが、日本は刑法で賭博を禁じており、賭博そのものであるカジノを実施する法案は、国民合意を得ることができないものである。

そもそも、厚生労働省の調査によっても、日本のギャンブル依存症の疑いのある人は320万人にのぼる。ギャンブル依存症をさらに拡大し、人と家族、社会を不幸にするカジノ解禁を決して認めるべきでない。

また、カジノ事業者が客にとばく資金を貸し付ける「特定資金貸付業務」を認めることは、手持ちの金を使い果たした客にとばく資金を貸し付け、さらに深みにはめる仕組みであり、公序良俗に反するものである。

ついでに、国におかれては、賭博であるカジノを解禁する実施法案を直ちに撤回するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月 日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
文部科学大臣	林芳正殿
国土交通大臣	石井啓一殿
内閣官房長官	菅義偉殿

京都府議会議長 村田正治

働き方改革一括法の廃止を求める意見書

働き方改革一括法の柱である「高度プロフェッショナル制度」は、労働時間規制をいっさい取り払ってしまうという異次元の規制緩和である。まさに、「長時間労働を助長する」「過労死を防げない」と、過労死遺族の会の皆さんが反対の声を挙げたように、過労死促進法であることは明らかである。しかも、対象業務は限定するというものの、どんな業務が対象になるのかは未定、年収要件も1,075万円の高収入といわれながら、財界は400万円を主張するなど、「小さく産んで大きく育てる」との元厚生労働大臣の言葉が示すとおり、対象が無制限に広がる危険性をはらんでいる。

さらに、議論の出発点である労働時間のデータのねつ造、隠蔽が発覚し、法案から裁量労働制を削除せざるを得ない異例の事態となった。また、2割にも上るデータを削除した後も、残りのデータに次々と誤りや記載ミスが見つかっただけでなく、削除後のデータに重大な乖離が生じている事が明らかになるなど、そもそも立法事実が破綻していると言わざるを得ないものである。

については、国におかれては、働き方改革一括法は廃止されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月 日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	野田聖子殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿
内閣官房長官	菅義偉殿

京都府議会議長 村田正治

米軍レーダー基地の撤去を求める意見書

米軍レーダー基地をめぐる、ドクターヘリの要請にも関わらず、レーダーが停波されなかった問題は、患者さんの搬送が17分遅れただけでなく、レーダーが照射されている飛行禁止区域に、救急車もドクターヘリも入ったという、二重三重に府民の命に関わる重大事案であった。そもそも、Xバンドレーダーは強力な電磁波を発するので、半径6キロ、高度6キロの半円柱の範囲は飛行禁止区域であったが、ドクターヘリの選航区域に入るので、ドクターヘリが選航する時には、停波要請すれば、停波する約束であった。その約束が破られたのだから、まさに府民の命に関わる重大な約束違反である。

米軍の約束違反は、この問題にとどまらない。二期工事をめぐる敷地外の掘削や土日の工事、更には、もともと7月末まで延期された、騒音対策として不可欠な商用電力の整備が、更に10月末まで延期されるなど、府民の安心・安全が脅かされる事態が相次いでいる。

一方、朝鮮半島をめぐる平和への激動が起こり、北朝鮮が弾道ミサイルを発射する可能性がほとんどなくなった下で、米軍レーダー基地の存在そのものが問われている。

ついては、国におかれては、米軍レーダー基地のすみやかな撤去をアメリカに求めるべきである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月 日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
法務大臣	上川陽子殿
外務大臣	河野太郎殿
経済産業大臣	世耕弘成殿
防衛大臣	小野寺五典殿
内閣官房長官	菅義偉殿

京都府議会議長 村田正治

意見書案第13号

消費税10%増税の中止を求める意見書

2014年4月の消費税8%増税から4年近くたったが、いまだに消費不況が続いている。二人以上世帯の実質消費支出は、増税前の2013年平均値と比べ32万円も低下している。消費税増税は、国民生活と日本経済に重大な否定的影響をもたらしたのである。

こうした中で、政府が来年10月から消費税10%増税を実施しようとしていることは、極めて重大である。国民への負担増は、政府の説明でも一人当たり2万7千円、1世帯当たり6万2千円にもなる。このような大增税を行えば、国民生活と日本経済に取り返しのできない事態をもたらすことは明らかである。

加えて複数税率は、すべての事業者に煩雑な事務を押し付け、経済を混乱させると指摘されている。さらに資格請求書制度いわゆるインボイスは、免税業者が商取引から排除されるという重大な問題があり、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会、日本チェーンストア協会、全国青色申告会総連合、日本税理士会なども反対し、見直しを求めている。

社会保障の充実と国民生活のための財源は、大企業や富裕層を優遇する不公平税制を正して確保すべきである。

については、国におかれては、国民生活を守り、日本経済を安定させるために、消費税10%増税を中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月 日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	野 田 聖 子 殿
経済産業大臣	世 耕 弘 成 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿
内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)	茂 木 敏 充 殿

京都府議会議長 村 田 正 治

主要農作物種子法の復活を求める意見書

種子法は、原種、原原種の生産や奨励品種指定のための検査等を国と都道府県に義務づけることで、地域にあった優良品種の開発、安価な種子の供給などに大きな役割を果たし、引いては主要農産物の種子の国内自給及び食糧安全保障に貢献してきた。

種子法は平成30年4月1日に廃止されたが、国会では審議時間が10時間余りであり、審議が尽くされたとはいえず、多くの農業関係者が不安を感じている。

種子法廃止によって、今後、従前の種子生産・供給体制が維持できなくなることが危惧されている。これまでの種子生産・供給は、種子法を根拠として地方財政措置が行われていた。種子法廃止後にも当面、種子関連業に関する地方財政措置が継続されることとなったが、中長期的に維持されるかどうかは不透明である。さらに、今後、種子生産への公的関与が弱まり民間企業に委ねていくことにより、多様な品種の維持や安価な種子の普及等にも弊害が生じることが危惧される。

こうした不安に対し、埼玉県、兵庫県、新潟県の3県が条例を制定、その他多くの都道府県でも要綱・要領で種子生産体制を継続する方針が示されている。その上、国会には全国60以上の地方議会から万全の対策を求める意見書が提出され、さらに野党6党共同で種子法復活法案が提案されている。国はこうした声に真摯に答えるべきである。

ついては、国におかれては、主要農作物種子法の復活を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月 日

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	伊達忠一殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
総務大臣	野田聖子殿
農林水産大臣	齋藤健殿
内閣官房長官	菅義偉殿

京都府議会議長 村田正治

TPP11の国会承認撤回を求める意見書

そもそもTPPは、国境を越えて利潤を追求する多国籍企業の活動を後押しするものである。関税を撤廃し、食品の安全基準を低めるなどの規制緩和を行うという本質はTPP11でも維持されている。米国がTPPに復帰しなくとも、米国や日本の多国籍企業による、もうけ最優先の身勝手な活動をさらに後押しするものに他ならない。

国会決議は、コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖の重要5項目に関税撤廃の交渉から「除外する」ことを明確にしてきた。ところがTPP11では、重要5項目全体で3割、牛肉・豚肉では7割の品目で関税が撤廃される。

さらに日本政府は、農産物関税撤廃・引き下げをかつてない水準で進めることを約束している。これは国会決議に明確に違反するものであり、農業とその関連産業に壊滅的な影響を及ぼすものである。

そのうえ政府は、米国の参加が前提で約束した、牛肉のセーフガード発動基準や乳製品の輸入枠など農産品の譲許内容を米国離脱後もまったく変えていない。TPP11では凍結要求することさえ一切行われていない。TPP11で、カナダ、ニュージーランドなどがすでに対日輸出の大幅増を見込んでいる。このような政府の姿勢は農業と農業者をまったく顧みない姿勢と断ぜざるを得ない。

農業と食料は国の基本であり、TPP11は国民の命と食を支える農業を衰退させ、食料自給の向上を放棄し、食料安全保障をないがしろにする。

ついては、国におかれては、TPP11の国会承認を撤回することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月 日

衆議院議長	大島理森	殿
参議院議長	伊達忠一	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	野田聖子	殿
農林水産大臣	齋藤健	殿
内閣官房長官	菅義偉	殿

京都府議会議長 村田正治

決議案第1号

重度障害児（者）在宅生活支援事業及び民間社会福祉施設サービス向上補助金に関する決議

平成30年度京都府当初予算から、「重度障害児者在宅生活支援事業」及び「民間社会福祉施設サービス向上補助金」が廃止された。これらに対し、障害者福祉施設関係団体、社会福祉法人からも事業廃止の撤回を求めて知事あてに緊急要望等があげられている。

医療的ケアが必要な障害児者の生活を保障するとともに、人材確保、職員の資質向上、施設が行う福祉事業、更には老朽化対策や施設整備等、安定的な運営に寄与したこれら事業の廃止は、支援を必要とする重度障害児者への支援を後退させるとともに、法人の財政状況をさらに困難にし、職員の処遇の維持・改善はおろか、施設・事業所の維持、存続をも脅かすこととなる。

さらに、各事業所で予算や事業計画が策定され執行段階に入るときになって突然廃止するやり方も問題である。これまでの経過も含めて検証するとともに、必要な調査を行い現場の声を聞くこと。

よって、京都府におかれては、重度障害児（者）在宅生活支援事業については、実態に即した制度の改善を図り財政措置を行うこと。また、民間社会福祉施設サービス向上補助金については復活し、必要な財政措置を行うことを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成30年7月 日

京 都 府 議 会

決議案第2号

種子の安定供給・確保をするための条例制定を求める決議

種子法は、原種、原原種の生産や奨励品種指定のための検査等を国と都道府県に義務づけることで、地域にあった優良品種の開発、安価な種子の供給などに大きな役割を果たしてきた。

種子法廃止によって、今後、従前の種子生産・供給体制が維持できなくなることが危惧されている。これまでの種子生産・供給は、種子法を根拠として地方財政措置が行われていた。種子法廃止後にも当面、種子関連業に関する地方財政措置が継続されることとなったが、中長期的に維持されるかどうかは不透明である。さらに、今後、種子生産への公的関与が弱まり民間企業に委ねていくことにより、多様な品種の維持や安価な種子の普及等にも弊害が生じることが危惧される。

こうした状況に対し、埼玉県、兵庫県、新潟県の3県では条例が制定された。条例制定により県の予算措置が行われるほか、種子を過不足なく提供する種子計画についても県が責任を持って策定することがそれぞれの条例で明記されることとなった。京都府においても、農業関係者を始めとする府民の不安の声が数多く出されている。

よって、京都府におかれては、種子の安定供給・確保に対し、府が主導的に関与するとともに制度的に担保するため、種子条例を制定するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成30年7月 日

京 都 府 議 会